

第1章 第2期島原半島窒素負荷低減計画の改訂にあたって

1 改訂の趣旨

島原半島は、火山活動によって形づくられた大地の恵みを活かし、県内有数の農畜産業が盛んな地域です。多種多品目にわたる豊富な農作物や肉、牛乳、卵など、私たち県民の豊かな食生活を支えているだけでなく、その品質は全国的にも高い評価を得ています。また、雲仙岳に降った雨が地下水・伏流水となり、飲用水や温泉として利用されています。

一方、営農活動や生活排水によるものではないかと推測される硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下、「硝酸性窒素等」という。）による地下水汚染が島原半島内各地で確認されています。

こうしたことから、島原半島内における窒素負荷低減対策を具体的に実行していくため、島原半島窒素負荷低減計画を策定し、5年ごとに計画の内容を見直ししながら、行政各部署・機関の連携をはじめ、農畜産業などの地域産業に携わる皆様と各種施策を実施してきました。

このような硝酸性窒素等による地下水汚染は、全国の他の地域でも起きており、土地に対する窒素負荷を低減するための対策が各地で実践されています。

【島原半島窒素負荷低減計画策定の経緯】

平成18年10月 第1期島原半島窒素負荷低減計画の策定

平成23年2月 第2期島原半島窒素負荷低減計画の策定

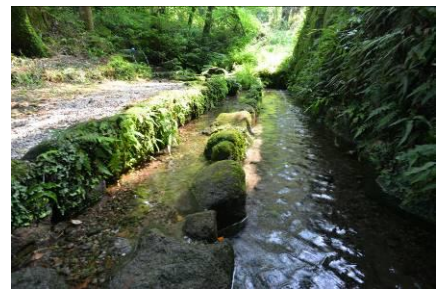
平成28年3月 第2期島原半島窒素負荷低減計画（改訂版）の策定

令和3年3月 第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和2年度改訂版）の策定

地下水中の硝酸性窒素等の濃度は、浅井戸は減少傾向にありますが、深井戸はほぼ横ばいで推移しています。

地下水は、河川等の地表水と比較して1日あたりの移動距離が非常に小さく、汚染対策の効果が地下水質の改善に寄与するまでに長い期間がかかることから、引き続き、最終目標としている「島原半島における地下水定期モニタリング調査全地点（17地点）において、硝酸性窒素等の濃度が環境基準以下になること。」を目指して、今後も継続した窒素負荷低減に向けた取組が重要となります。

このため、第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和2年度改訂版）の施策体系の下で、計画の目標及び今後の5年間に取り組む具体的な対策と対策毎の数値目標を見直し、第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和7年度改訂版）（以下、「令和7年度改訂版」という。）を策定することとしました。



島原湧水（提供：島原市）